

元消第910号  
令和元年12月3日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局  
消防防災安全課長

特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についての  
一部を改正する規程について

令和元年11月29日付け20191118保局第2号にて経済産業省大臣官房技術総括・  
保安審議官から通知のあったこのことについて、別添のとおり通知しますので、  
貴協会の会員に周知していただきますようお願いいたします。

所 属	愛媛県 県民環境部 防災局 消防防災安全課 保安係
職氏名	係長 兵頭 孝次
連絡先	〒790-8570 松山市一番町 4-4-2 電話 089-912-2320 (ダイヤルイン) FAX 089-941-0119

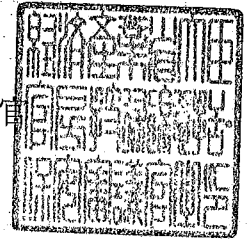
経済産業省

20191118保局第2号

令和元年11月29日

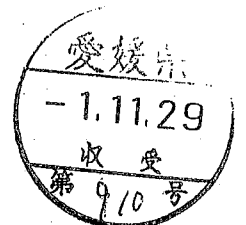
愛媛県知事殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定についての一部を  
改正する規程について

上記の件について、特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について  
(20180323保局第6号)の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正したの  
で通知します。



○特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について (20180323 保局第6号) 新旧対照表

(改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分の傍線に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。)

		改正後		改正前																			
		<p>特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について                      制定 20180323 保局第6号 平成30年 3月30日                      改正 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日                      20191118 保局第2号 令和 元年 11月29日</p>		<p>特定認定事業者及び自主保安高度化事業者の認定について                      制定 20180323 保局第6号 平成30年 3月30日                      改正 20190606 保局第1号 令和 元年 6月14日</p>																			
<p>I. 特定認定事業者について</p> <p>1. 特定認定事業者に関する認定の申請をする者の要件                      高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号。以下「令」という。)第10条ただし書に規定する経済産業大臣の認定(以下「特定認定事業者に関する認定」という。)の申請をすることができる者は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)第20条第3項第2号による完成検査若しくは法第35条第1項第2号による保安検査に係る認定又は法第39条の8による認定の更新及び特定認定事業者に関する認定の申請を同時に行う者であつて、それぞれその認定又は更新に係る施設の範囲が同じ申請を行う者に該当する者とする。</p>		<p>I. 特定認定事業者について</p> <p>1. 特定認定事業者に関する認定の申請をする者の要件                      高圧ガス保安法施行令(平成9年政令第20号。以下「令」という。)第10条ただし書に規定する経済産業大臣の認定(以下「特定認定事業者に関する認定」という。)の申請をすることができる者は、高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号。以下「法」という。)第20条第3項第2号による完成検査若しくは法第35条第1項第2号による保安検査に係る認定又は法第39条の8による認定の更新及び特定認定事業者に関する認定の申請を同時に行う者であつて、それぞれその認定又は更新に係る施設の範囲が同じ申請を行う者に該当する者とする。</p>																					
<p>4. 特定認定事業者に関する認定の方法</p> <p>(1) 特定認定事業者に関する認定の範囲                      特定認定事業者に関する認定は、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに行うものとし、法第20条第3項第2号又は法第35条第1項第2号の認定に係る施設について一体的に認定を行うものとする。</p> <p>(2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定                      保安検査の方法のうち、液石則第80条第2項第2号イ、一般則第82条第2項第2号イ又はコンビ則第37条第2項第2号イの製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法とは、高圧ガス設備の共用適性評価に基づき耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851(2014)又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法という。ただし、KHK/PAJ/JPCA S 0851(2014)に基づき適切な期間を設定する際に、対象設備が KHK/PAJ/JPCA S 0851(2014)で規定する減肉であつて、7. に掲げる表の中五2を満たす場合は、開放検査の次回検査は余寿命に0.5(検査時期設定係数)を乗じて得られる期間内に行うことができる。</p> <p>(3) ~ (5) [略]</p>		<p>4. 特定認定事業者に関する認定の方法</p> <p>(1) 特定認定事業者に関する認定の範囲                      特定認定事業者に関する認定は、法第5条第1項の事業所又は第一種貯蔵所ごとに行うものとし、法第20条第3項第2号又は法第35条第1項第2号の認定に係る施設について一体的に認定を行うものとする。</p> <p>(2) 肉厚測定検査及び開放検査の実施時期の設定                      保安検査の方法のうち、液石則第80条第2項第2号イ、一般則第82条第2項第2号イ又はコンビ則第37条第2項第2号イの製造設備の寿命等を勘案して、適切な時期に、肉厚測定検査及び開放検査を行う方法とは、高圧ガス設備の共用適性評価に基づき耐圧性能及び強度に係る次回検査時期設定基準 KHK/PAJ/JPCA S 0851(2014)又はこれと同等の基準に基づき適切な期間を設定して行う方法という。</p> <p>(3) ~ (5) [略]</p>																					
<p>7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について                      [略]</p>		<p>7. 特定認定事業者に関する認定の基準の解釈について                      [略]</p>																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定の基準</th> <th colspan="2">判断の視点</th> <th rowspan="2">解釈</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>詳細事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		認定の基準	判断の視点		解釈	項目	詳細事項					<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">認定の基準</th> <th colspan="2">判断の視点</th> <th rowspan="2">解釈</th> </tr> <tr> <th>項目</th> <th>詳細事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		認定の基準	判断の視点		解釈	項目	詳細事項				
認定の基準	判断の視点		解釈																				
	項目	詳細事項																					
認定の基準	判断の視点		解釈																				
	項目	詳細事項																					

<p>一～四 [略]</p>	<p>五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること</p>	<p>一～四 [略]</p>	<p>五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>(1)～(4) 次に掲げる体制を満たすこと。 (i)～(iii) [略] (iv) 保安検査及び検査管理の実施は、 一般則別表第五、液石則別表第五、又 はコンピ則別表第七若しくは別表第八 に規定する認定保安検査実施者の認 定の基準どおり検査組織及び検査管 理組織が保安検査及び検査管理を 実施していること</p>
<p>一～四 [略]</p>	<p>五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること</p>	<p>一～四 [略]</p>	<p>五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>(1) 腐食環境ごとに監視項目(温度、 湿度、流体成分濃度、pH等)、監視 方法(温度計、ガスクロ分析 等)、監視頻度等を定め、常時 又は定期に設備の腐食環境を監 視すること</p>
<p>一～四 [略]</p>	<p>五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること</p>	<p>一～四 [略]</p>	<p>五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>(1) 腐食環境ごとに監視項目(温度、 湿度、流体成分濃度、pH等)、監視 方法(温度計、ガスクロ分析 等)、監視頻度等を定め、常時 又は定期に設備の腐食環境を監 視すること</p>
<p>一～四 [略]</p>	<p>五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること</p>	<p>一～四 [略]</p>	<p>五 連続 運転期 間及び 保安検 査の方 法を適 切に評 価でき る体制 を整備 してい ること</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>1 保安検査体制</p>	<p>イ 適切に連続運転 期間等を評価できる 体制の整備 (1)～(4) [略]</p>	<p>(3) <u>KKH/PAJ/JPCA S 0851</u> (2014)に加え、次の(1)か ら(6)までを実施できる体 制の整備 (1) 供用中の腐食環 境の変化を常時又 は定期に監視する こと (2) 損傷の分類、検 査点の選定を適切 に行うために必要 な長期的な運転変 遷及び開放検査更 進を有しているこ と (3) 検査の計画、実 施、評価、判定及び 判定後の措置等(以 下「供用適性評価」 という。)に係る業 務を自社内で確実 に行うための体制</p>

を構築すること

(4) 供用適性評価の結果に対して、本社の保安管理を担当する組織を主体とした監査を行い、保安対策本部等による監査結果を報告すること

(5) 余寿命の算出に必要なデータ(設備の材料、厚さ測定記録等)及び腐食環境に関するデータ等を定期に協会に提出すること

(6) 供用適性評価に係る業務を実施するため、必要な基準を整備し、活用すること

(4) 液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する本社の保安管理を担当する組織は供用適性評価が適切に実施されているかどうかについて年に1回以上監査を行い、液石則別表第5、一般則別表第5又はコンビ則別表第7若しくは別表第8に規定する保安対策本部等による監査結果を報告すること

(5) 設備ごと(部位により異なる場合はその部位ごと)の材料、最小厚さ、厚さ測定記録等のデータ及び腐食環境に関するデータ(1)で定めた監視項目のデータ)等を毎年協会に提出すること

(6) 供用適性評価に係る業務を確実に実施するため、次に掲げる事項を明確に定め、文書化し、活用すること

- ① 対象設備の選定の条件・手順に関すること
- ② 開放検査の次回検査時期の設定に関すること
- ③ 腐食環境の変化の監視に関すること
- ④ 腐食環境の変化及び減肉速度の発生した場合の処置、再評価等に関すること
- ⑤ 供用適性評価の結果に対する監査に関すること
- ⑥ その他必要な基準類